

令和4年7月25日

令和5年度入学者選抜（令和4年度実施）における 新型コロナウイルス感染症対応について

今年度実施の入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、以下のとおり、追試験等を設定します。

1. 追試験等の対象者

新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者、試験日の直前に保健所等から濃厚接触者に該当するとされた者、また、発熱・咳等の症状がある者。

2. 追試験等の概要

追試験等の対象者に該当するため本試験を欠席し、追試験等を希望する場合は、所定の手続きを行うことにより、以下に定める措置を受けることができます。

(1) 総合型選抜（AO）

- ① 措置 追試験
- ② 追試験日 令和4年10月23日（日）
- ③ 手続き等 別紙1「追試験受験手要領〔総合型選抜（AO）〕」参照

(2) 学校推薦型選抜・特別選抜

- ① 措置 追試験
- ② 追試験日 令和4年12月3日（土）
- ③ 手続き等 別紙2「追試験受験手続要領〔学校推薦型選抜・特別選抜〕」参照

(3) 総合型選抜（自己推薦）

- ① 措置 一般選抜への振替受験
※振替受験…総合型選抜（自己推薦）の出願時に納付した入学考査料を一般選抜に振替えて一般選抜を受験すること。既に一般選抜への出願を行っている場合は、入学考査料を返還します。
- ② 手続き等 別紙3「振替受験手続要領〔総合型選抜（自己推薦）〕」

(4) 一般選抜

- ① 措置 追試験
- ② 追試験日 令和5年2月20日（月）
- ③ 手続き等 別紙4「追試験受験手続要領〔一般選抜〕」参照

追試験受験手続要領〔総合型選抜（AO）〕

追試験等の対象者に該当するため本試験〔総合型選抜（AO）〕を欠席し、追試験の受験を希望する場合は、以下により手続きを行ってください。

1. 申請方法

- ・まず、本人又は代理人が本試験開始時刻前までに本学へ電話連絡してください。
- ・申請受付期間内に「追試験受験申請書」に医師の診断書等（新型コロナウイルス感染症に罹患している又は罹患しているおそれがあること及び加療期間が明記されたもので、本試験当日の日付までを有効とします。）を添えて本学に提出してください。（郵送可）

2. 申請書受付期間

令和4年10月14日（金）から令和4年10月16日（日）まで

※受付時間は各日の8時30分から17時までとします。

※郵送の場合は、10月16日（日）17時必着とします。

3. 受験許可書の交付

審査を行い、追試験受験許可者には「追試験受験許可書」を交付します。

なお、追試験受験許可者は、本試験を受験できません。受験しても無効となります。

追試験受験手続要領〔学校推薦型選抜・特別選抜〕

追試験等の対象者に該当するため本試験〔学校推薦型選抜・特別選抜〕を欠席し、追試験の受験を希望する場合は、以下により手続きを行ってください。

1. 申請方法

- ・まず、本人又は代理人が本試験開始時刻前までに本学へ電話連絡してください。
- ・申請受付期間内に「追試験受験申請書」に医師の診断書等（新型コロナウイルス感染症に罹患している又は罹患しているおそれがあること及び加療期間が明記されたもので、本試験当日の日付までを有効とします。）を添えて本学に提出してください。（郵送可）

2. 申請書受付期間

令和4年11月17日（水）から令和4年11月19日（金）まで

※受付時間は各日の8時30分から17時までとします。

※郵送の場合は、11月19日（金）17時必着とします。

3. 受験許可書の交付

審査を行い、追試験受験許可者には「追試験受験許可書」を交付します。

なお、追試験受験許可者は、本試験を受験できません。受験しても無効となります。

振替受験手続要領〔総合型選抜（自己推薦）〕

追試験等の対象者に該当するため本試験〔総合型選抜（自己推薦）〕を欠席し、一般選抜への振替受験を希望する場合は、以下により手続きを行ってください。

1. 申請方法

- ・まず、本人又は代理人が本試験開始時刻前までに本学へ電話連絡してください。
- ・申請書受付期間内に「振替受験申請書」に必要書類を添えて本学に提出してください。（郵送可）

2. 必要書類

- ①、医師の診断書等（新型コロナウイルス感染症に罹患している又は罹患しているおそれがあること及び加療期間が明記されたもので、本試験当日の日付までを有効とします。）
- ②、一般選抜の入学志願書、写真票・受験票
 - ※一般選抜にかかる入学考査料の納付及び振込金通知書の貼付けは不要です。
 - ※既に一般選抜へ出願している場合は不要です。

3. 申請書受付期間

- 令和5年1月31日（火）から令和5年2月2日（木）まで
- ※受付時間は各日の8時30分から17時までとします。
 - ※郵送の場合は、2月2日（木）17時必着とします。

4. 受験許可書の交付

- 審査を行い、振替受験許可者には「振替受験許可書」を交付します。
- なお、振替受験許可者は、本試験を受験できません。受験しても無効となります。

5. その他

振替受験を許可された者で、振替受験申請前に既に一般選抜へ出願（入学考査料を納入）している場合は、一般選抜の入学考査料を返還します。詳しい手続き方法については、「振替受験許可書」を送付する際にお知らせしますが、当該考査料を振り込んだ際の振込金通知書が必要となりますので紛失しないようにしてください。

追試験受験手続要領〔一般選抜〕

追試験等の対象者に該当するため本試験〔一般選抜〕を欠席し、追試験の受験を希望する場合は、以下により手続きを行ってください。

1. 申請方法

- ・まず、本人又は代理人が本試験開始時刻前までに本学へ電話連絡してください。
- ・申請受付期間内に「追試験受験申請書」に医師の診断書等（新型コロナウイルス感染症に罹患している又は罹患しているおそれがあること及び加療期間が明記されたもので、本試験当日の日付までを有効とします。）を添えて本学に提出してください。（郵送可）

2. 申請書受付期間

令和5年2月16日（木）から令和5年2月18日（土）まで

※受付時間は各日の8時30分から17時までとします。

※試験当日に直接持参する場合に限り、仙台会場試験場本部及び庄内会場試験場本部でも受け付けます。ただし、その場合の受付時間は11時30分から14時30分までとします。

※郵送の場合は、2月18日（土）17時必着とします。

3. 受験許可書の交付

審査を行い、追試験受験許可者には「追試験受験許可書」を交付します。

なお、追試験受験許可者は、本試験を受験できません。受験しても無効となります。